

岐阜県公報

第二千九百五十四号
平成三十年六月十二日

(火曜日)

目次

告 示

平成三十年第三回岐阜県議会定例会の招集
道路の区域変更
道路の供用開始

(財政課) 三七一
(道路維持課) 三七一
(同) 三七一

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
公共測量の実施
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

(商業・金融課) 三七二
(用地課) 三七三
(都市政策課) 三七三
(建築指導課) 三七四

告 示

岐阜県告示第三百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百零二条第二項の規定により、平成三十年六月十九日に平成三十年第三回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員	延長	備考
一般国道	二百四十八号	関市山田字岩二五〇番一地从先から同市同字塚田一六九一番五地先まで	前 三・〇 後 四・五	前 一六・〇 後 一三・〇	

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

公共測量の実施

施設の運営方法に関する事項	駐車の自動車の出入口		小売業を行う者の開店時刻	小売業を行う者の開店時刻	廃棄物等の保管施設		荷さばき施設		駐輪場	駐車場		店舗面積の合計	小売業を行う者			届出事項	概要
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	位置			数	位置	容量	位置		面積	位置		収容台数	位置	収容台数		
	午前六時～午後十一時	縦覧による	四箇所	午前〇時	九立方メートル	縦覧による	六四平方メートル	縦覧による	三〇台	縦覧による	一七四台	一、七九〇平方メートル	石川県白山市松本町二五一番地	代表取締役 青木 宏憲	株式会社クスリのアオキ		
			三〇分	午前八時三〇分～午前〇時													

第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

三 作業期間

平成三十年五月三十一日から
平成三十一年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字磯西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部（駅北 第五）

三 調査を行った期間
平成十八年度から平成十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字曬西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部の地籍図

岐阜県岐阜市生田町及び平安町の全部、安良田町三丁目、安良田町四丁目、安良田町五丁目、安良田町六丁目、加納安良町、加納八幡町、祈年町一丁目、祈年町二丁目、祈年町三丁目、祈年町四丁目、渋谷町、上川手字対山、上川手字曬西、竜田町七丁目、竜田町八丁目及び竜田町九丁目の一部の地籍簿

五 認証年月日
平成三十年六月十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（福来十三）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十九年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍図
岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年六月十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井の一、の二）

三 調査を行った期間

平成二十六年から平成二十九年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年六月十二日

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域内で定める事項の区域区分の変更の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」という。に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしますので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成三十年六月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

- 1 法第五十二条第一項第七号に規定する容積率の限度
 - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
 - 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建蔽率の限度
 - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
 - 5 法別表第三五の項(イ)の欄に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市
本巢市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所
岐阜県都市建築部建築指導課及び本巢市産業建設部都市計画課
縦覧期間
平成三十年六月十二日から同月二十六日まで
- 五

平成三十年六月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社